

# 平成30年度 事業計画

社会福祉法人 広島県府中市社会福祉協議会

## 平成30年度 事業計画 目次

1	基本理念	1
2	基本方針	1
3	重点目標	2
4	事業実施計画	
	<法人の経営に関する事業の推進>	
	組織運営事業	3
	<地域福祉活動の推進>	
	地区社協活動	4
	ふれあいいきいきサロン事業	4
	「認知症カフェ」支援事業	5
	音楽療法事業	5
	敬老事業	6
	ささえあいネット事業	7
	ボランティアセンター事業	7
	福祉教育推進事業	8
	民生委員児童委員協議会事業	9
	障害者社会参加促進事業	9
	障害者週間事業	10
	備品貸出事業	10
	地域支え合い推進事業	11
	<生活支援事業の推進>	
	福祉サービス利用援助事業（かけはし）	12
	権利擁護事業	12
	生活困窮者自立支援事業	13
	ふくし相談事業	14
	生活援護事業	14
	生活福祉資金貸付事業	14
	民生福祉資金貸付事業	15
	<在宅福祉サービス事業の推進>	
	家族介護者交流事業	16
	元気ふれあい通所事業	16
	介護保険対象外ヘルパー事業	16
	介護保険事業	
	訪問介護事業	17
	居宅介護支援事業	17
	訪問入浴介護事業	18
	障害者福祉事業	
	障害者居宅介護事業	18
	障害者入浴サービス事業	19
	生活介護事業	19
	<児童福祉事業の推進>	
	放課後児童クラブ事業	20
	日本赤十字社広島県支部府中市地区	21
	府中市共同募金委員会	21

# 平成30年度 事業計画

## 1 基本理念

誰もが安心して暮らせるまちづくり

～役割を持ち誰もが活躍できる地域づくりを目指す～

## 2 基本方針

少子高齢化や人口減少が続くなかで、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護予防や日常生活支援などを包括的・継続的に提供する地域包括ケア体制を推進する。

さらに、福祉の領域を超えた地域全体が直面する多様で複合的な生活課題に対し、地域住民や福祉関係者が相互に連携し解決が図られる仕組みが必要であり、誰もが役割を持ち活躍できる地域共生社会の実現が求められている。また、法改正を踏まえた社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に向けた準備をはじめ、社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要になっている。

こうしたなか、平成30年度は、POM府中市こどもの国の運営管理から撤退することによる新たな受託事業の実施、「社協生活支援活動強化方針」による生活課題への対応や地域のつながりの再構築などの事業検討をはじめ、限られた財源や人材のなかで取組むことが必要であり、一層の効率的な運営が求められる。

引き続き、地域福祉活動や生活支援事業、介護事業などの在宅福祉サービス事業の実施により、地域の自主的活動の立ち上げ支援や交流の場づくり、支え合いのしくみづくりなどを通じ、地域福祉の推進に努める。

事業の推進にあたっては、職員の資質向上を図りながら、個別支援、地域支援について、地域や団体・各機関とのネットワークや総合力を活かしながら、安心して健やかに暮らせるまちづくりに取り組むこととする。

### 3 重点目標

#### <法人の経営に関する事業の推進>

健全な財政基盤の確立と人材の確保・育成に努め、法人制度改革による組織管理体制、財務規律の強化や透明性の確保に努める。

#### <地域福祉活動の推進>

地区社協活動やふれあい・いきいきサロン事業などを通じ、高齢者を支える地域の支え合い体制や地域課題を解決するしくみなど、住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、社会福祉法人として地域貢献活動の展開を目指す。

また、福祉やボランティア活動に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティアの育成、活動の充実を図る。

#### <生活支援事業の推進>

孤立や生活困窮など、生活のしづらさに直面している人たちが地域で安心して生活を継続できるよう支援するための自立支援、相談センターの運営、権利擁護事業の推進、資金の貸付事業等を関係機関・団体と連携して行う。

#### <在宅福祉サービス事業の推進>

地域包括ケア体制の基盤を担い、在宅生活の維持、継続を支援するため、適切なサービスの提供に努めるとともに、介護保険制度改革に対応した経営の安定と効率的運営、安心・安全なサービス提供体制の質的な向上を図る。また、障害者総合支援法に基づいて生活介護事業を実施する。

#### <児童福祉事業の推進>

法に定める放課後児童健全育成事業として実施される放課後児童クラブ事業を通じ、児童の自主性、社会性を育み、安全の確保をはじめ遊びに対する意欲を形成する活動により、健全育成に向けた支援を行う。

## 4 事業実施計画

### 組織運営事業

### 法人運営事業

#### 1 事業の概要

事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行を行うため、組織内の連絡、調整を図り、効率的な組織管理と適正な法人運営を推進する。

平成30年度は、引き続き組織運営体制の強化を図り、住民から信頼される法人組織づくりに努めるとともに、社会福祉法人として地域における公益的取組みの展開を目指す。

#### 2 主要な事業

##### (1) 役員活動

理事会、評議員会の開催や監査を実施するとともに、関係団体との連携・調整を図る。

##### (2) 事務局活動

法人事務局として必要な人事管理、財務管理等を行う。  
課題、情報の共有について、法人内連携の強化を図る。

##### (3) 組織強化活動

社協活動の広報により会員制度への理解を求め、賛助会員加入促進、寄附金等財源の増強を図る。

職員資質の向上を図り組織力を高めていくために、役職員に対する研修の実施、外部研修への積極的な参加を進める。

市内の社会福祉法人が参画して発足予定の「府中市地域福祉貢献活動協議会」(仮称)のなかで、社協としての役割を果たすとともに、既存の仕組みでは解決が難しい福祉課題に対応する事業の企画・実施に向けて取り組む。

##### (4) 基金管理活動

法人の円滑な運営のため、基金、積立金の確実かつ有利な運用に努める。

##### (5) 広報啓発活動

社協だより「せせらぎ」を年4回発行する他、ホームページによる情報発信を行う。

##### (6) 福祉イベントの開催

健康&福祉まつりを開催し、活動PRと地域福祉に貢献された方々に対し顕彰を実施する。

福祉バザーを開催し、社協活動の周知と法人の自主財源の確保を図る。

##### (7) 保健福祉総合センターの管理

土・日及び祝日並びに平日の17時から22時の施設管理を行う。

## 1 事業の概要

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地区社会福祉協議会の活動支援とともに、地域住民やボランティアによる自発的・積極的な「ささえあいやふれあい活動」の推進を図る。また、地域包括ケア体制の構築に向け、「地域の支え合い活動」として地区社協が果たす役割について検討を進める。

## 2 主要な事業

### (1) 地区社会福祉協議会連絡会の運営

総会を開催し、地区社会福祉協議会活動の活性化に向けた研修会の企画等や役員会の活動の充実を図る。

### (2) 地区社会福祉協議活動への助成

社会福祉協議会会費納入額の一定割合を、活動助成として交付する。

### (3) 小地域福祉活動助成事業の実施

事業実施要領に基づき次の事業を実施した場合は、申請・決定・報告により助成を行う。

- ① 子どもとおとしよりのふれあい活動 年間上限20,000円
- ② ささえあい活動 年間上限20,000円
- ③ 介護研修会・介護予防研修会 年間上限10,000円

### (4) 「社協掲示板」の取替及び修理にかかる計画（3か年）により、3年次目の助成を実施する。

### (5) 地域福祉の増進に向け、地域の実情やニーズ把握に努め、情報交流や連携を積極的に図る。

## 1 事業の概要

地区（町・学区）社会福祉協議会や町内会を基盤とし、ふれあいを通して生きがいや仲間づくり、介護予防や孤独化防止のためのサロン活動を展開する。また、地域の実情に応じた多様な活動を目指し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる街づくりに寄与する。

## 2 主要な事業

### (1) ふれあいいきいきサロン活動の充実

- ① 活動内容の充実を図るため、実施要領や助成基準の改正を検討し、地域の実情に応じた多様で自由なサロン活動を目指すため、企画委員会等で意見交換を行う。
- ② 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のなかで、サロン活動で取り組めること等について、引続き情報収集や検討を進める。

### (2) 上下地区いきいきふれあい事業の実施

上下地域において、介護予防、閉じこもり防止等を目的に、月1回ボランティアによる送迎、給食、介護、レクリエーションを実施する。

### (3) 社協型活動総合推進事業（小地域のお茶の間づくり）の実施

栗柄町登路茂地区が指定2年目となり、府中町上辻地区とともに、身近な居場所（常設的なお茶の間サロン）を拠点に地域住民が集い、つながりを強めながら地域の困りごとや生活課題の解決に向けた活動を引き続き展開するとともに、新たなお茶の間サロンの開設に向けた取組みを行う。

## 「認知症カフェ」支援事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

認知症の当事者や介護者が、地域の人や関係者と交流を図ることを目的に、新たに「認知症カフェ」を定期的に運営する住民に対し運営費の一部を助成する。このことにより、認知症に対する理解を深め認知症にやさしい地域づくりの推進を図る。

### 2 主要な事業

#### (1) 「認知症カフェ」への助成

運営費の一部を、年額12,000円を上限に助成する。

#### (2) 「認知症カフェ」支援事業の実施

事業実施要項に基づき、次の事業を実施した場合は、申請・決定・報告により助成を行う。

- ① 認知症の当事者自らが活動し、楽しく過ごせる場づくりに努める。
- ② 課題や問題の共有できる交流の場づくりに努める。
- ③ 社協の職員、専門職の派遣により、認知症初期から支援することにより、早期診断、早期対応につなげるとともに、介護の負担軽減を図る。

#### (3) 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有、交流することにより、認知症を理解し地域づくりに生かす活動の普及を図る。

## 音楽療法事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

音楽療法は、音楽を聴いたり、演奏することで、心や身体健康増進を図り、音楽を使って心の豊かさや健康を回復することを援助する。

平成30年度は、介護予防領域・療法領域・生きがいつくり領域を柱とし、地域や施設・病院などと連携をとりながら、その人がその人らしく過ごせるよう援助していく。また、新たに「課題を抱える人たちに対する個人音楽療法」分野での事業の拡充を図るとともに、担い手となるスタッフの育成にも力をいれ、より質の高い療法ができるよう展開する。

### 2 主要な事業

#### (1) 健康維持・予防領域での取り組み（ふれあい・いきいきサロン・老人クラブ）

介護予防に必要な要素を活動の中に取り入れながら実施し、心身の機能の低下を改善し、生活機能の低下を防止する。

- (2) 療法領域での取り組み（精神科領域・高齢者領域・成人領域・子ども領域）
  - ① 精神科領域 … 症状や希望などに応じて対応し、音楽による不安軽減や社会生活機能の回復を目指す。
  - ② 高齢者領域 … 心身の健康維持・促進・改善の援助、不安と不穏そして敵意の軽減を目指し、生活の質の向上に向け援助する。
  - ③ 成人領域 … 対人関係の円滑化やストレスの軽減目指し、余暇活動としても充実できるよう勧める。
  - ④ 子ども領域 … 個々の発達に合わせながら、社会性を養うとともに、心と体の発達支援を行う。
- (3) 生きがいつくり領域での取り組み
  - ① シルバーコーラス教室 … 閉じこもり防止、社会参加の促進を図り心身の活性化を図る。
  - ② ピアノ教室 … 障がいのある人が学習できる場や、心豊かに生きがいがあるよう、教室の充実を図る。
- (4) その他の取り組み
  - ① せせらぎコンサート … 障がい者・健常者が発表する場を提供し、相互理解を深めるとともに、非日常的体験・達成感や満足感を他者と味わえる事を目指す。
  - ② 講演 … 音楽療法の講義を行う事で、音楽療法の理解を深め広める。
  - ③ 非常勤・ボランティア研修会 … 療法にかかわるスタッフの質の向上にむけて、定期的に研修会を実施する。
- (5) 音楽療法充実 … 他職種と連携する。

## 敬老事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、敬老会および敬老記念品交付を行うことにより高齢者の多年にわたる貢献をたたえ、長寿を祝福し、敬老の意を表すことで住民の高齢者に対する理解促進を図る。また、市内在住で100歳の方に祝金を贈呈する。

### 2 主要な事業

- (1) 敬老会及び敬老記念品交付事業  
市内の地区社協主催で開催される敬老会運営にかかる記念品費、会場費などについて府中市および市社協から助成支援を行う。
- (2) 敬老会反省会の開催  
各地区で開催された敬老会を振り返り、反省点や次年度にむけての改善点を共有することで事業の充実を図る。
- (3) 100歳万歳事業  
100歳を迎えられる方々に祝金を贈呈し、長寿をお祝いする。
- (4) 広報  
広報誌、ホームページ等広報媒体を活用し、市民に事業を周知することで高齢者福祉に関心を深める機会をつくる。



## 1 事業の概要

暮らしの中のちょっとした困りごとを住民同士がお互いさまの気持ちで支え合う、住民による有償の日常的な生活支援サービスを提供する。

ささえあいネット「すけっとや」を通じ、日常的に支え合える人と人とのつながりを深めていく。

## 2 主要な事業

### (1) 市民への周知

関係機関、団体への周知を図るとともに、ホームページ等を活用した市民への周知を図る。

### (2) 協力員の活動支援

利用者と協力員の適切なコーディネートを行う。

活動時の協力員の安全確保に努める。

### (3) 研修会及び交流会の開催

協力員の資質向上を図るため、研修会を開催する。また、必要に応じ、他市町の活動を学ぶための交流会を開催する。

## 1 事業の概要

ボランティア活動の総合窓口として、活動ニーズの把握、活動のコーディネートを行うとともに、ボランティアセンターの運営を行う。そして、ボランティア活動への関心を高めるために、幅広くボランティアについての周知、担い手を育成し、ボランティア活動の推進を図る。

## 2 主要な事業

### (1) ボランティアセンターの運営

ボランティア連絡協議会や関係団体との協働、連携を図る。

### (2) ボランティアの育成と新たな人材の発掘

ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動者のスキルアップや新たな人材の確保と養成を行う。

### (3) 技術ボランティアの養成

手話・要約筆記・朗読・点字の各講座を開催し、技術ボランティアの養成を図る。

### (4) ボランティア活動情報の発信

社協だより、ホームページにより、活動情報を広く周知する。

### (5) ボランティア活動保険の受付・加入促進

ボランティア活動中のケガ等を補償する活動保険等の加入受付を行う。

### (6) ボランティアグループへの活動助成

ボランティアセンターに登録をしているグループに対し、活動に応じて活動助成を行う。

### (7) ボランティア室の利用調整

ボランティアセンターに登録しているグループが必要に応じて利用できるよう、調整を行う。

(8) 府中市被災者生活サポートボランティアネットワークの取り組み

① 推進会議の開催

平常時から災害時における必要な役割と動きの共有を行うため、必要に応じて推進会議を開催する。

② 人材の確保・養成

府中市被災者生活サポートボランティアセンターを運営する人材の確保や養成、地域住民の「自助」「共助」の意識を高めることを目的に、講演会等の開催を行う。

③ 協働体制の整備

府中市被災者生活サポートボランティアネットワーク推進計画及び運営マニュアルを基に、ネットワークが機能するよう、職員及び構成機関・団体との協働によりシュミレーション等を実施する。

## 福祉教育推進事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

福祉やボランティアに対する理解を深めるため、学校や関係機関・団体と協働し、福祉教育を推進する。

### 2 主要な事業

(1) 小・中学校への助成

① 福祉教育推進助成事業

市内の児童および生徒の福祉教育にかかわる活動に対して、1校につき7万円を上限に助成を行う。

② 福祉教育活動特別助成事業

①以外で、学校独自で行われる福祉教育及びボランティア学習の更なる推進を支援することを目的として、1校につき3万円を上限に助成を行う。

(2) 体験学習の実施

① 中学生社会福祉施設等体験学習

福祉についての理解と関心を深めることを目的に、中学生を対象に希望者を募り市内福祉施設で2日間の施設体験学習を行う。

② 福祉体験学習

要望に応じて、車いす体験や高齢者疑似体験、手話、点字、盲導犬学校キャラバンなど、福祉体験学習の講師派遣を行う。

(3) 福祉教育に関する情報提供

福祉教育に関するさまざまな情報を収集し、適切な情報提供を行う。

## 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、府中市民生委員児童委員協議会の事務局機能を果たし、委員の活動しやすい環境づくりに努め、行政、関係機関と連携して地域に根ざした民生委員児童委員活動の支援を図る。また、広島県民生委員児童委員協議会及び広島県東部地区民生委員児童委員連盟と連携した取り組みを行う。

## 2 主要な事業

### (1) 定例会議の開催

毎月1回定例会議を開催し、情報の共有、意見交換等を行う場として、各地区および行政、関係機関との連携強化を図る。

### (2) 部会の活動支援

各部会の運営支援を行い、委員活動に必要な知識を得るための研修会を企画実施する。

### (3) ボランティア活動の実施

市内福祉施設におけるボランティア活動を行うことにより、児童、障害者と接する機会を確保し、日常の委員活動の充実を図る。

### (4) 地域実情把握調査の実施

調査を通し、日頃の活動を振り返り整理することにより、担当地区内における支援、見守りが必要な世帯を課題別に把握し、支援活動に役立てる。

## 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、障害者の日常生活及び社会生活上必要な支援事業を行うことにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

ノーマライゼーション社会の実現に向けて、利用者の状況に応じた事業を効率的かつ効果的に実施できるよう、各事業に携わる支援者等のスキルアップを図り、障害者福祉の増進を行う。

## 2 主要な事業

### (1) 要約筆記者派遣事業

聴覚に障害のある人などのコミュニケーション保障として、筆記通訳を希望する場合、申請により府中市に登録のある要約筆記者を派遣する。

### (2) 手話通訳者派遣事業

聴覚に障害のある人などのコミュニケーション保障として、手話通訳を希望する場合、申請により府中市に登録のある手話通訳者を派遣する。

### (3) 要約筆記奉仕員養成事業

聴覚に障害のある人などに、その場で言葉を文字に変えて伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

### (4) 手話奉仕員養成事業

聴覚に障害のある人などに、言葉を手話で伝えるための技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

#### (5) 朗読奉仕員養成事業

視覚に障害のある人に情報提供を行うために、音声訳の知識と技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

#### (6) 点訳奉仕員養成事業

視覚に障害のある人に情報提供を行うために、点字の知識と技術を習得し、奉仕員として福祉に理解と熱意を持って活動できる人材を育成する。

#### (7) 点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障害者に、点訳奉仕員、朗読奉仕員が、点字及び音声により府中市広報や必要性の高い情報等を利用希望者へ定期的に提供する。

#### (8) 重度身体障害者移動支援事業

車いす使用者等が利用できるスロープ付きの福祉車両を貸し出し、社会参加の機会を増やすことに寄与する。またその家族の身体的・精神的な負担の軽減を図る。

#### (9) 家族相談員紹介事業

精神に障害を持つ人が安心して地域生活を送れるよう、本人の生活に寄り添い、相談相手となりながら必要な援助を行う相談員を紹介する。

## 障害者週間事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、障害者週間（12/3～12/9）にあわせて、市内の障害者関係団体と連携し、障害者の社会参加促進と障害者に対する理解を深めること目的とした事業を展開する。

### 2 主要な事業

#### (1) 障害者週間記念事業「つながろうDay」の実施

市内の障害者関係団体で構成する実行委員会として、12月に記念事業を実施する。

## 備品貸出事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

身体障害児・者や高齢者等に対し、在宅福祉の増進を図るため、福祉用具の貸出を行う。また、地域行事等に対し、地域福祉の推進を図るためレク機材の貸出を行う。

### 2 主要な事業

#### (1) 福祉用具の貸出

身体障害児・者、高齢者等に介護用ベッド・車いすなどの貸出を有償で行うことにより、日常生活の充実及び社会参加の促進、さらに家族介護者の身体的、精神的な介護負担を軽減し、在宅福祉の増進を図る。

#### (2) レク機材の貸出

いきいきサロンや地区社協、町内会等が開催する行事に対し、レクリエーション機材等の貸出を行う。

## 地域支え合い推進事業

## 地域福祉事業

### 1 事業の概要

介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進するため、第1層（市域）の生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）配置事業を府中市から受託する。

### 2 主要な事業

#### （1）生活支援コーディネーターの役割

行政や地域包括支援センターと連携し、生活支援コーディネーターの役割である生活支援の担い手の養成、サービスの開発、地域作りのネットワーク化を協議体の場を活かし図っていく。

そのため、社会福祉協議会として、地域への働きかけや調整機能等の専門性を生かしながら役割を果たしていく。

## 1 事業の概要

一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加、障害者の地域生活への移行に伴って、地域で孤立、生活のしづらさを抱えている人が多くなっている。可能な限り住みなれた地域や在宅での生活ができるよう、認知症や障害などにより、自分ひとりでサービスの利用等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人などに対し、福祉サービスの利用申込み、契約手続き、日常的なお金の出し入れ、預金通帳等のお預かりなどの支援を行う。

## 2 主要な事業

### (1) 福祉サービス利用援助事業の実施

一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成し、日常的金銭管理、書類等預かり、福祉サービス利用援助を行うことで自立した生活が営めるよう支援する。

### (2) せせらぎ調整会議の開催

月1回、福祉サービス利用支援事業に関わる利用調整会議を開催し、職員間の情報共有、困難ケース等への対応について協議、検討を行う。

### (3) 職員の資質向上

広島県社会福祉協議会等が主催する研修会へ参加し、職員（専門員、生活支援員）の資質向上を図る。

### (4) 関係機関との連携

他機関との連携を強化し、事業内容の周知を図る。

### (5) 広 報

広報誌、ホームページ等広報媒体を活用した情報発信を行う。

## 1 事業の概要

認知症、知的障害及び精神障害などの理由で判断能力不十分な方に対して、府中市社会福祉協議会が成年後見人等になることにより、安心して日常生活を送ることができるよう支援する。個別的な相談援助、申立て支援にとどまらず、開かれた成年後見制度の相談窓口として、市民を対象とした定期的な相談会と、関係者を対象とした定期的な勉強会を開催する。

## 2 主要な事業

### (1) 法人後見の受任

府中市内に在住し、判断能力不十分であり、他に適切な後見人等を得られない等、家庭裁判所が社協を成年後見人等に選任することが適切と判断する場合、受任し支援を行う。

### (2) 成年後見相談会の開催

毎月1回定期的な相談会を実施することにより、開かれた成年後見制度の相談窓口としての機能を果たす。

### (3) 成年後見制度に関する相談

市民、関係機関からの成年後見に関する相談に応じる。福祉サービス利用援助事業利用者の内、判断能力低下により成年後見制度への移行が適切と判断される者に対し、行政、関係機関と連携し、移行支援を行う。

(4) 「権利擁護センターせせらぎ」の広報周知

「権利擁護センターせせらぎ」が開かれた成年後見の相談窓口として周知されるよう、広報誌等を活用し啓発活動を行う。

## 生活困窮者自立支援事業

## 生活支援事業

### 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、生活困窮者自立支援法における「自立相談支援事業」及び「家計相談支援事業」、また新規事業として「子どもの学習支援事業」を実施する。生活困窮者の多様で複合的な課題に一元的に対応し、制度の狭間に陥らないよう広く受け止め、的確な評価・分析に基づいて支援計画を策定し、両事業を効率的、効果的に実施するとともに関係機関との調整などを行い必要なサービスの提供につなげる。また、支援を通じて「社会とのつながり」が実感できるよう、「相互に支え合う」地域づくりを目指す。

### 2 主要な事業

(1) 自立相談支援事業

① 相談支援業務（個人へのかかわり）

複合的な課題を抱える生活困窮者は自ら支援を求めることが困難な場合も多く、アウトリーチを含めた生活困窮者の把握に努めるとともに、自立に向けた個別支援を実施し、尊厳ある生活の確保を目指す。

② 地域づくり・地域連携業務（地域社会に対する働きかけ）

生活困窮者のニーズに対応する解決策を提示するには、本人の様々な可能性が発揮でき、地域で支え合いながら生活していける「場」があることが支援の鍵となる。この為、地域で活用できる社会資源を把握し、無い場合は開発を進めていき、社会資源と連携した支援を目指すなど、地域の課題を地域で解決する仕組みづくりにつなげる。

(2) 家計相談支援事業

家計収支の均等が取れていないなど、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の「見える化」を図り、本人の生活の再生に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援を行う。

(3) 子どもの学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。

(4) 関係機関との連携による支援や社会資源の開発

多様で複雑な課題に対し、関係機関との連携による支援を目指すとともに、就労支援等必要な資源開発に向けた検討を行う。

## 1 事業の概要

府中市ふくし相談センターとして、関係機関と連携して社会資源を効果的に活用し、地域住民の生活上のあらゆる悩みごとに対応できる福祉相談を実施する。

## 2 主要な事業

### (1) 府中市ふくし相談センターの運営

#### ① 一般相談

毎週水曜日に、生活相談員による生活上のあらゆる悩みごと相談を実施する。

#### ② 司法書士相談

毎月第1水曜日に、司法書士による相談を実施する。

#### ③ 弁護士相談

毎月第3水曜日に、広島弁護士会福山地区会からの派遣で弁護士による相談を実施する。

#### ④ 相談員研修の実施

多様化、複合化している地域住民の相談ニーズに的確に対応するため、相談員研修を実施し、資質向上に努める。

#### ⑤ 関係機関との連携

他機関と連携を図り、地域住民の生活相談窓口としての役割を果たす。

## 1 事業の概要

生活上の問題を抱え緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、地区民児協と協働して、世帯の生活の安定、自立を図るための支援活動を行う。

## 2 主要な事業

(1) 生活支援のための支援金を基準に基づいて、各地区民児協へ配分する。

(2) 各地区民児協は、日常の活動の中で緊急に経済的支援が必要となった世帯に対し、生活の安定のための支援を行う。

## 1 事業の概要

広島県社協からの受託事業として、低所得者、障害者または高齢者の経済的自立と、生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、必要な相談支援と資金の貸付を行う。

## 2 主要な事業

(1) 資金貸付相談



低所得者、高齢者、障害者等の生活困難者に対し、相談援助を行うとともに、県社協と連携し、生活福祉資金貸付制度により資金の貸付相談を行う。

(2) 債務相談

県社協と連携し、滞納者に対する債務相談を行うことにより、経済的自立や社会参加を促す。

(3) 関係機関や民生委員児童委員との連携

生活困難者の生活再建に向けた相談支援を行い、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員との連携を強化する。

## 民生福祉資金貸付事業

## 生活支援事業

### 1 事業の概要

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活の窮迫の援護と、世帯の自立の援助を目的とし、必要な相談支援と資金貸付を行う。

### 2 主要な事業

(1) 資金貸付

予期し得ない突発的な出来事により一時的に生計の維持が困難となった低所得世帯に対し、資金貸付を行い、世帯の自立を支援する。

(2) 償還期間中における相談支援

貸付者に対して、面談、電話、文書での連絡により世帯状況の把握に努め、世帯の自立のための支援を行う。

(3) 関係機関や民生委員児童委員との連携

相談から資金貸付、償還完了まで継続した支援を行い、貸付世帯が生活困窮から脱却し、安定した生活を送れるよう支援するため、関係機関や民生委員児童委員と連携を強化する。

## 1 事業の概要

府中市からの受託事業として、在宅介護を行っている介護者を介護から一時的に解放し、介護者のストレスの軽減、介護情報の提供などを行うとともに、介護者相互の交流等により心身の元気回復を図り、在宅介護が継続できるよう支援する。また、認知症の方の介護をする家族の集う場をつくり、交流やストレスの軽減に向け支援する。

## 2 主要な事業

### (1) 旅行などの実施

要介護認定で「要介護1」以上の人を在宅で介護している介護者を対象に、日帰り旅行などを実施する。

### (2) 認知症家族の交流会開催

認知症の方を在宅介護している家族を対象に交流会を開催し、介護情報の提供及び介護者同士の交流を図るとともに、家族会の設立を展望する。

## 1 事業概要

府中市からの受託事業として、介護保険の対象ではないが閉じこもりがちな高齢者に対して、心身の活性化を図るために元気ふれあい通所サービス（定員20名）を実施する。

## 2 主要な事業

### (1) 元気ふれあい通所事業の実施

看護師が健康チェックを行い、介護予防に留意した体操や創作活動等を行い、心身の機能低下防止に努める。

## 1 事業概要

府中市からの受託事業として、ひとり親家庭や子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭に対して訪問介護員を派遣し生活支援等を行う。

介護保険に該当しない業務で訪問介護員の専門性が必要な支援内容に対し、社協自主事業「おまかせ」を提供する。

## 2 主要な事業

### (1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭に対して、生活援助を提供することで安定した生活を支援する。

### (2) 府中市子育て訪問サポート事業

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭に対し家事や育児補助の支援を行う。

### (3) おまかせ事業

介護保険に該当しない業務で在宅生活維持のため必要と判断された家事、身体介護について、利用者の依頼によりサービスを提供する。

## 訪問介護事業

## 在宅福祉サービス事業

### 1 事業概要

要介護認定、要支援認定を受けられた方が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう事業者として必要な生活援助や身体介護等のサービスを提供する。

### 2 主要な事業

#### (1) ヘルパーによる在宅サービスの提供

要介護認定を受けられた方に対して、住み慣れた地域、自宅での生活が継続できるような質の高い身体介護、生活援助サービスを提供するとともに、介護予防訪問介護相当サービスを利用される方に対して、介護予防、自立支援の視点からサービス提供を行う。

#### (2) 人材の確保と資質の向上

職員の処遇やメンタル面への対応を行い、人材確保に努める。職員の資質向上を図るための定期的な研修会の開催や外部研修への積極的な参加などを進める。

#### (3) 関係機関、地域との連携

居宅介護支援事業所と情報を共有しながら医療関係者や専門職、地域の支援者との連携を図る。

## 居宅介護支援事業

## 在宅福祉サービス事業

### 1 事業概要

要介護認定を受けた方の在宅生活の継続を支援するため、心身の状況や環境、本人、家族の希望を勘案してケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、効果的にサービスが提供されるように調整を行う。

### 2 主要な事業

#### (1) ケアプランの作成

利用者の在宅生活継続を支援するため、医療と介護の連携強化を踏まえ、適正なケアプラン（居宅サービス計画）を作成する。

#### (2) 要介護認定調査の実施

公平公正な調査を行う。

#### (3) 専門職としての資質の向上

職員の資質の向上を図るために個別の評価を行いながら、必要な研修会への参加及び指導を行う。

#### (4) 関係機関、地域との連携

利用者を支える地域の方々との関係を大切に関係職種と連携を取る。

## 訪問入浴介護事業

## 在宅福祉サービス事業

### 1 事業概要

要介護認定を受けた方で自宅での入浴が困難な方に対して、専門職（看護師、介護福祉士等）が入浴設備を装備した車両で訪問し、浴槽を部屋に設置して利用者に入浴の介助を行う。

訪問入浴介護事業の利用者は要介護度の高い方が多く、医療的ケアや重度の介護を要する方々であり、在宅で生活をされる方が年々減少している。このことから訪問入浴介護事業の利用者数は特に減少傾向にあったが、平成 29 年度の利用実績では利用者数の減少が顕著となり、事業の再検討を急がねばならない状況にある。

地域包括ケアシステムの取組みにおいて、将来は在宅療養、介護のニーズが高まることを踏まえ、住み慣れた地域、自宅での療養及び介護生活を支えるための資源として、平成 30 年度で事業見直しを検討する。本所と支所で其々運営していた事業を統合し、利用者の方々の利便を優先し、継続してサービスを利用していただくための対策を講じ、職員の効率的な配置や事業費の削減を行う方向で検討する。

訪問入浴事業の収入減少は顕著であるが、これらの取組みは社協介護事業としての役割や在宅介護重視の観点から重要なサービスと位置付け実施する。

### 2 主要な事業

#### (1) 訪問入浴介護事業の質の向上と利用促進

医療ニーズの高い訪問入浴利用者への対応について、医療関係者と連携をとり利用者に安心、安全な質の高いサービス提供を行う。

重度な方々の在宅療養、介護が出来る環境づくりについて、訪問入浴の立場から積極的な働きかけを行うことにより利用を促進する。

#### (2) 安定した事業運営について

職員の配置や事業の経費削減等見直し、安定した事業運営を目指す。

行政や地域包括支援センター、各居宅介護支援事業者に相談助言をいただき、利用者に負担をかけることなく円滑な事業展開が出来るよう努める。

## 障害者居宅介護事業

## 在宅福祉サービス事業

### 1 事業概要

ヘルパーが障害者の方の自宅を訪問し、相談支援事業者が立てるサービス利用計画に従って、身体介護、家事援助、通院介助などのサービスを提供する。

### 2 主要な事業

#### (1) ヘルパーによる在宅サービスの提供

利用者の心身の状態に配慮しながらサービス提供を行い、介護者の負担を軽減し、住み慣れた地域、在宅での生活が継続出来るよう支援する。

## (2) 同行援護事業の実施

視覚障害者の方の外出支援において、専門職が移動や情報提供、代読、代筆などの支援を行い、利用者の自立、社会参加を支援する。

## (3) 専門職としての資質の向上

視覚障害者の方の生活や各動作などに配慮するため、知識、技術の向上を図るために、外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

# 障害者入浴サービス事業

# 在宅福祉サービス事業

## 1 事業概要

自宅での入浴が困難な重度身体障害者に対して、専門職（看護師、介護福祉士等）が入浴車で訪問し、浴槽を部屋に設置して入浴の介助を行う。

## 2 主要な事業

### (1) 障害者に対する訪問入浴介護の実施

医療的ニーズが高い重度身体障害者に対して、医療機関と連携を図り、質の高いサービスを提供することで、心身機能の維持・改善に努める。

### (2) 専門職としての資質の向上

専門職として知識、技術の向上を図るために外部研修への参加や内部では定期的な研修会を実施する。

# 生活介護事業

# 在宅福祉サービス事業

## 1 事業概要

障害者総合支援法に基づく生活介護事業を行う。併せて、障害のある人の預かりを中心とした日中一時支援事業と、基本相談やサービス等利用計画作成等を行う障害者相談支援事業を一体的に行う。

開所時は身体障害がある幅広い年齢層を対象としてきたが、特別支援校を卒業する重症心身障害者が半数を超える状況となった。在宅での生活を希望する若年の医療的ケア（※）が必要な人の受入れ事業所が少ない中で、事業所設備を考慮して「少人数で丁寧な支援をする事業所」としての特徴をコンセプトとし、重い障害のある人やその家族が安心して暮らせる地域支援システムの一翼を担うこととする。

これを受けて、重症心身障害者等を受け入れ安全と安心を担保するスタッフの確保とスキルの更なる向上、併せて事業を継続するために必要な収入安定化のため、以下を重点施策とする。

### (1) 事業を担うプロパーの人材育成

### (2) 摂食・嚥下、喀痰・呼吸管理、難病、重症心身障害児（者）への支援等に関するスキルアップとチームアプローチの再確認

（※医療的ケア・・・医療的ケアは胃婁・気管切開対応、喀痰吸引、バイタルチェック等を想定）

## 平成30年度利用者見込み数

事業名	生活介護	日中一時支援	相談支援	合計
年間延べ人数	1,180人	50人	2～8人程度	約1,240人

## 2 主要な事業

### (1) 生活介護事業

主に重症心身障害のある人を中心として、身体障害のある人の日中の活動や介護等の支援を行う。利用状況により、無理のない範囲でその他の利用ニーズも視野に入れたバランスとする。

### (2) 日中一時支援事業

特別支援学校等の在学中の重症心身障害児の日中預かりを中心的な活動として取り組む。受け入れにあたっては、学校卒業後当事業所の利用可能性や成人期の活動準備等も意識した支援と準備を行う。

### (3) 障害者相談支援事業

基本となる一般相談を中心として実施するが、一部については福祉サービス等利用計画の作成や継続利用計画作成も担当する。

## 放課後児童クラブ事業

## 児童福祉事業

### 1 事業の概要

小学校又は義務教育学校前期課程に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後等に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的とした事業を実施する。

### 2 主要な事業

#### (1) 府中学園放課後児童クラブCの運営

市の委託事業として、府中市生涯学習センターにおいて、府中学園の高学年児童を対象とした放課後児童クラブCの運営にあたる。

## 日本赤十字社広島県支部府中市地区

### 1 事業の概要

平成29年度に社員制度の一部見直しが図られ、社員が会員に、社費が会費に改められた。

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための資金源として会費募集や義援金の受付を行う。また、府中市内で災害が発生した場合は、被災者に対し救援物資を届ける。

地域住民へ日本赤十字社活動の広報を行い、会員数の増強と会費増額に努める。

### 2 主要な事業

#### (1) 会費募集の実施

国内外における災害救護をはじめ、苦しむ人を救うために様々な支援を行うための資金源として、町内会の協力のもと地域住民から会費の募集を実施する。

#### (2) 制度改正の説明

平成29年度からの社員制度の改正に伴い、地域住民へ改正内容の周知を図る。

#### (3) 義援金の受付

日本赤十字社広島県支部の指示に従い、義援金の受付を行う。

#### (4) 救援活動の実施

府中市内で災害が発生した場合、被災者に対し救援物資等を届ける。

## 府中市共同募金委員会

### 1 事業の概要

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、町内会をはじめ関係機関・団体の協力のもと、赤い羽根共同募金運動を実施する。

募金額の増加を目指し、地域住民に赤い羽根共同募金の趣旨をより理解してもらえよう、運動を展開していく。

### 2 主要な事業

#### (1) 赤い羽根共同募金運動の展開

10月～12月に、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援することを目的に、関係機関の協力を得て、赤い羽根共同募金運動を展開する。

#### (2) 赤い羽根共同募金助成金事業

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体からの申請を受け、それを審査し、地域住民から寄せられた募金の中から助成する。